「平成１８年度中小・ベンチャー企業等知的財産権セミナー」開催のご案内

特許権の効力と権利範囲

特許権は、企業にとって重要な財産権であり、企業が事業を展開していく上で強力な武器となります。その一方で、他者の特許権により事業からの撤退を余儀なくされることもあります。したがって、特許権について知識を深めることは企業にとって不可欠なものとなっております。

このセミナーでは、このように強力な特許権の効力と権利範囲について解説し、併せてこれに関連して特に中小企業が実務上注意すべき点等を詳しく説明していきます。

先ず特許権の効力について解説し、特許権の効力が及ばない範囲及び特許権の効力の制限についてみていきます。

次に特許権の権利範囲について解説し、実務上権利範囲の解釈に影響を及ぼす事項について判例を引用しつつ説明します。

【日　時】　平成１９年２月２２日（木）　１４時 ～ １７時

【場　所】　多摩中小企業振興センター
東京都立川市曙町３－７－10（ＪＲ線立川駅北口　徒歩 15 分）

【講　師】　内野知財事務所
弁理士　内 野　春 喜　氏　　（※略歴は裏面です。）

【申込先】　（財）経済産業調査会　事業部
FAX　０３－３５３５－４８８７ **（※申込書は裏面です。）**

【定　員】　４０名（事前申込みによる先着順）

【参加料】　無　　料

◎本申込書より得た個人情報は当該目的以外の使用は致しません。

◎キャンセルの場合は、お早めにご連絡くださいますよう、お願い致します。

◎お申込みに対する受諾のご連絡は致しませんので、直接会場にお越しください。
ただし、定員に達した場合は、その旨ご連絡致します。

主　　催　広域関東圏知的財産戦略本部（関東経済産業局）/特許庁
協　　力　東京都知的財産総合センター、日本弁理士会（中小企業キャラバン隊）
実施機関　(財)経済産業調査会

開催内容についてのお問い合せ先

財団法人　経済産業調査会　事業部　〒104-0061　東京都中央区銀座2-8-9　木挽館銀座ビル
TEL:03-3535-4881　FAX:03-3535-4887　ホームページ：http://www.chosakai.or.jp/

［講師紹介］　内野（うちの）　春喜（はるよし）氏

昭和４７年　３月　　東京教育大学大学院理学研究科修士課程修了
　　同年　４月　　通商産業省特許庁入庁
昭和５１年　４月　　特許庁審査官
昭和５６年　９月　　公正取引委員会課長補佐
昭和５８年　５月　　特許庁審査官
昭和６３年１０月　　審判部審判官
平成　３年　４月　　特許庁上席審査官
平成　７年１０月　　審査第４部半導体機器審査長
平成　９年　１月　　審判部審判長
平成１３年　１月　　審判部第２０部門長
平成１６年　４月　　経済産業省特許庁辞職
　　同年　５月　　弁理士登録
弁理士審査会臨時委員（平成１２年～１５年）
工業所有権研修所講師（平成１６年）

参　加　申　込　書

ＦＡＸ　０３－３５３５－４８８７
（財）経済産業調査会　事業部　　行

2月22日（木）多摩中小企業振興センター開催

広域関東圏知的財産戦略本部（関東経済産業局）/特許庁　主催
「平成１８年度中小・ベンチャー企業等知的財産権セミナー」

特許権の効力と権利範囲

企 業 名			
住　所			
電話番号		ＦＡＸ	

所属部署名	役 職 名	参加者氏名